

令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 津軽広域連合は、津軽広域連合を構成する弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村（以下「関係市町村」という。）の環境衛生の向上を図るため、令和8年度予算の範囲内において、津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、津軽広域連合補助金等交付規則（平成12年津軽広域連合規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) し尿等 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥をいう。
- (2) 収集運搬車 し尿等を収集運搬する車両をいう。
- (3) 車蓋等 車蓋及び車蓋を収集運搬車に設置するために必要な材料をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 関係市町村の長から、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けている者
- (2) 主に関係市町村において、車蓋等を整備した収集運搬車を使用する者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が収集運搬車に車蓋等を整備する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 年度内に完了しない事業
- (2) 補助金の交付決定前に着手した事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が現に使用する収集運搬車（当該収集運搬車の更新等のため、新たに使用することとしたものを含む。）に車蓋等を整備するために要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額（当該合計額が1台当たり65万3千円を超える場合は65万3千円とし、当該合計額に千円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額）の2分の1の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算して得た額とする。

- (1) 積載量3,420kg未満の収集運搬車に車蓋等を整備した場合 5万円

(2) 積載量 3,420kg以上4,500kg未満の収集運搬車に車蓋等を整備した場合 9万5千円

(3) 積載量 4,500kg以上の収集運搬車に車蓋等を整備した場合 7万円
(交付申請)

第7条 規則第3条の申請書は、令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積書

(4) 一般廃棄物処理業の許可証の写し又は浄化槽清掃業の許可証の写し

3 広域連合長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を広域連合長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を広域連合長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに広域連合長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第9条 規則第6条の規定による通知は、令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として広域連合長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して60日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第7号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

(4) 完成写真(車体の前後左右、登録番号が分かる写真1部)

(5) 自動車検査証の写し

3 広域連合長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第8条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して60日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定による通知は、令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金交付額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（財産の管理及び処分）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した車蓋等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の広域連合長が定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 積載量が2,000kg以下の収集運搬車に車蓋等を整備した場合 令和12年3月31日まで

(2) 積載量が前号以外の収集運搬車に車蓋等を整備した場合 令和13年3月31日まで
（補助金の請求等）

第14条 補助金の請求は、令和8年度津軽広域連合し尿等収集運搬車車蓋等整備費補助金請求書（様式第11号）を広域連合長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。